

## 桜川市エネルギー価格高騰対策支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、桜川市（以下「市」という。）がエネルギー価格高騰に伴う影響を受けている事業者に対し、当該事業者が事業継続に向けた活動を支援するため、予算の範囲内でエネルギー価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する会社及び個人をいう。
- (2) 法人等 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人及び職業訓練法人をいう。
- (3) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時、その他設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、市内に本店及び事業所を有する中小企業者又は法人であって、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援交付金要綱（令和4年桜川市告示第88号）、桜川市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和4年桜川市告示159号）、桜川市医療機関に対する物価高騰対策支援金交付要綱（令和4年桜川市告示168号）、桜川市民間保育所等補助金交付要項（平成22年桜川市告示第70号）又は桜川市補助金等交付規則（平成17年桜川市規則第33号）により交付金、補助金等の支給対象となる中小企業者又は法人は除く。

(1) 市内の本店及び事業所において事業を営む中小企業者又は次のいずれかに該当する法人等とする。ただし、農業を営むものにおいては、会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社を運営する中小企業者に限るものとする。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく法人格を有し第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う法人等

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく法人格を有し事業を実施している法人等

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく法人格を有し事業を実施している法人等

エ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく認定職業訓練を行うための施設を運営する法人等

(2) 茨城県が定めた「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていたいただきたい取組」に基づく感染防止の取組を実施していること。

- (3) 市税等に滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (5) 桜川市暴力団排除条例（平成24年桜川市条例第17号）に定める暴力団に関係していないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、5万円とする。

- 2 給付金の支給は、対象となる支給対象者において1回限りとする。
- 3 支給対象者が第3条第1項第1号アからエに該当する事業を複数営んでいる場合、又は市内で複数の事業所で事業を営んでいる場合でも、給付金の額は本条第1項の額とする。
- 4 給付金は、エネルギー価格高騰対策費用として使用するものとする。

（支給申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、エネルギー価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に必要な許可、届出書等の写し
  - (2) 市内に本店及び事業所を有し、市内で事業を営んでいることを確認できる書類の写し
  - (3) 誓約書（様式第2号）
  - (4) 市税等納付状況確認承諾書（様式第3号）
  - (5) 振込先が確認できるものの写し
  - (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期限は、令和5年3月10日までとする。ただし、申請書が郵送により提出された場合は、郵便物に押印された証示印の日付が提出期限内であったときに限り有効とする。

（給付金の支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、給付金の支給を決定したときは、エネルギー価格高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、給付金の不支給を決定したときは、エネルギー価格高騰対策支援給付金不支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第7条 市長は、前条第2項による通知を受けた者に対し、給付金を支給するものとする。

（支給決定の取消し等）

第8条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給した給付金の

全部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、給付金を支給することが不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。